

平成 16 年 12 月 1 日

北 海 道 消 費 者 被 害 防 止

ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No. 6

[事務局] 北海道立消費生活センター 〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟

(社)北海道消費者協会 <http://www.syouhisya.or.jp> 011 - 221 - 0110 FAX 011 - 221 - 4210

各地域で地域消費者被害防止ネットワーク続々設立！

さる 11 月 30 日（火）、北海道立消費生活センターで設立後、初めての定例会議が 24 団体、34 名が参加して開催されました。会議では、初めに平成 15 年度の相談受理の状況などが道生活振興課や財務局、道警などの相談窓口を設置している団体から報告され、次いで、地域ネットワークの設立状況や各団体の活動内容などが報告されました。

報告の一部を紹介しますと、道生活振興課から平成 15 年 7 月以降の架空請求事業者名の公表状況と新手の手口について報告があり、今後、月 2 回程度の事業者名公表を計画しているのでホームページ等で確認してほしいとの説明があり、道警本部からは本年度 10 月までの相談件数は約 4 万 4 千件と昨年同期と比べ約 5 千件増えている。中でもオレオレ詐欺の相談は、765 件と 50 歳代や 40 歳代の女性を中心に増加している。ヤミ金融事件の検挙件数は減少しているが、ヤミ金業者が減少したわけではなく様々な手口に移行しているため注意が必要との報告がされました。

北海道財務局からは、最近、財務局等に登録している金融業者の名を騙り勧誘行為を行う悪質金融業者や保証金詐欺を行う悪質業者が増えており、金融庁では登録業者名を騙る業者名や大手クレジット会社を騙る手口などをホームページで公開しているのでぜひ確認し、注意してほしいとの報告がありました。

地域消費者被害防止ネットワークの設立状況では、中標津町、厚岸町、根室市、白老町、北見市が設立、今後の設立予定地域として函館市、釧路市、弟子屈町、滝川市が報告されました。今回の会議では、架空請求やヤミ金融、オレオレ詐欺、排水管点検を語る点検商法などの苦情が増加し、地域住民を守り実効性を高めるためにも各地域でのネットワーク構築が急務となっていることが確認されました。今後一層のご協力を宜しくお願いいたします。

ネットワークニュースを団体内に確実にお伝えください！

ネットワークニュースを各団体傘下の市町村団体まで確実にお伝えください。

また、周知に当たりましては、団体内でニュースの内容を話題にしたり、回覧したり、各ページの内容をそれぞれ必要に応じて A3 の色紙に拡大コピーしポスターとして掲示するなど、ご活用をよろしくお願いいたします。

A T T E N T I O N

不当請求の業者名を情報提供しています！

[ターゲット：各年代]

<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bssbk/syouhi/jyohoteikyo.htm>

[北海道環境生活部生活振興課消費生活グループより]

道では、身に覚えのないインターネットのアダルトサイト利用料金などをハガキなどで不当に請求を行っている事業者名を北海道消費生活条例に基づき、ホームページ上で道民に情報提供しています。ホームページ上で事業者名をクリックすると、実際に送付されたハガキなども確認できます。



事業者名等

読	事業者名	事業者住所
あ	アイワ債権回収機構	東京都品川区西大井 5-3-13
か	法務省認可法人 関東管財局	東京都台東区上野 1-16-2
こ	国際消費者管理連盟	東京都豊島区東池袋 2-3-1
し	法務省認可法人(公認)新橋総合法律事務所	東京都港区新橋 3-10 三井ビル 3 F
せ	法務局特殊法人 全国国民総合管理局	東京都北区赤羽 4-23-5
た	ダイワ債権回収機構	東京都大田区東馬込 3-3-20
ち	中央債権	東京都台東区台東 4-6-5
と	トーア債権回収	東京都新宿区西新宿 3-7-12 新宿第一ビル 6 F
と	法務省認可法人 東都中央管財事務局	東京都渋谷区神南 1-16-7
と	法務省認可法人 東都中央管財事務局	東京都千代田区丸の内 2-7-1
に	法務局認定法人 日本国民総合管理局	東京都渋谷区広尾 3 丁目
ひ	法務省認可法人 東日本管財局	東京都台東区台東 2-37-16
ひ	法務省認可法人 東日本債権管理局	東京都中央区八重洲 1-7-3



[更新日 平成16年12月2日]

厳 重 注 意
アルバイトを語るローンカードなどの詐欺に注意！

[ターゲット：20歳代]

[北海道立消費生活センターより]

最近、友人や知人を通じて高額なアルバイトがあると誘い、消費者金融などのカードを作らせ、作ったカードで現金を借りさせるなどをさせ、そのカードや現金を渡すことを条件に現金を支払う手口でカードや現金をだまし取る詐欺の被害が20代を中心に発生しています。カードの請求は名義人に来ます。絶対に人に貸さないようにしましょう。

事 例

友人に紹介された男性の知人が消費者金融に務めており、その人の業績を上げるためにローンカードを作ってくれたら4万円を渡す。限度額20万円は引き落とすが、現金は6ヶ月以内に支払うしカードも6ヶ月経ったら返すと言われ、ATMでカードを作り、その男に渡し4万円を受け取った。

その後、不安になりカードを解約し、受け取った4万円は返したいと伝えると1週間後にカードは返してもらえたが、20万円が引き落とされていたことを後日知った。男性に連絡を取ろうとしたが連絡はとれず行方不明。

うまい話はどこにもない！

あなたのカードは大丈夫ですか！



カードを持つときの注意点

作ったクレジットカードやローンカードが届いたらすぐ自筆で署名しましょう。
自分のカードは本人しか使えません。他人には貸せません。
カードの不正使用による損害はカードの名義人が負担することになっています。
カードを他人に貸したときは保険が適用されず名義人に支払い請求されます。
カードを紛失したり盗まれたときは、急いでカード会社と警察に紛失届けを出しましょう。
紛失や盗難において紛失届を出さないで不正使用されたカードの請求は名義人にされます。